

次回期日令和 5 年 9 月 6 日午後 1 時 30 分

令和 5 年 (行コ) 第 6 号 公金支出金返還等請求控訴事件

控訴人 松崎光成 外 4 名

被控訴人 香川県知事 池田豊人

令和 5 年 8 月 25 日

控 訴 理 由 書 3

高松高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 作 花 知 志

控訴人らは、被控訴人提出令和 5 年 7 月 25 日付準備書面 (1) に対して、以下のとおり反論を行う。

第 1 1 項 (理由書 (2) に対する反論) について

- 1 被控訴人の主張は争う。
- 2 被控訴人提出令和 5 年 7 月 25 日付準備書面 (1) 2 頁で被控訴人も引用しているとおり、令和 5 年大阪高裁判決は、地方公共団体も憲法 32 条により裁判を受ける権利が保障されている、との泉佐野市の主張に対して、「法人ひいては、地方団体が裁判を受ける権利の保障を受けるとしても、地方団体には、個々の国民と同様の立場に立って行動する場面がある一方、行政主体として、国とともに行政権の一部を構成する面があり、直ちに個々の国民と同程度の保障を受けることを意味しない。」と判示した。

すると、地方公共団体であっても当然に憲法 32 条の保障を受ける、と判示した原判決の判示内容が違法であることは明白である (さらに言えば、令和 5 年大阪高裁判決の判示内容は、「仮に泉佐野市の主張が認められる場合があっても、」との意味であり (乙 2 号証 9-10 頁 (3) ア) 、当然に地方公共団体が憲

法 32 条により裁判を受ける権利が保障される、と判示したわけでもない。)

- 3 また、令和 5 年大阪高裁判決は、「行政主体として、国とともに行政権の一部を構成する面があり、直ちに個々の国民と同程度の保障を受けることを意味しない。」と判示している。

令和 5 年大阪高裁判決の事案は、いわゆる地方交付金についてのものである。そして本件訴訟の争点も、被控訴人による税金の支出の問題である。被控訴人が支出した税金には、国から交付を受けた地方交付税が含まれている。

本件訴訟の争点である、被控訴人による税金の支出の問題は、令和 5 年大阪高裁判決における、「行政主体として、国とともに行政権の一部を構成する面」に含まれることは明白である。

第 2 2 項 (松川直人及び松原勇太の財務会計行為についての職務権限) について

- 1 詳細は不知ではあるが、特段争わない。

第 3 控訴人らの主張

- 1 日本行動嗜癖学会が香川県教育委員会に対して、同委員会が 2020 年に発表し、後に一部改訂した最新版の「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」について公開質問状を送付し、その公開質問状の内容を HP 上で公開した (甲 79 の 1、甲 79 の 2。なお、日本行動嗜癖学会の役員には医師が含まれている (甲 79 の 3)。)。
- 2 香川県教育委員会が 2020 年に発表した「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」(以下「学習シート」ともいう。) は、本件条例を根拠として作成され、香川県内全校全生徒に配付され続けているシートである (甲 80)。
- 3 日本行動嗜癖学会による香川県教育委員会への質問では、以下の問題点が指摘されている (甲 79 の 2)。

①「ネット依存症」は精神疾患ではないこと。

②「ネット依存症」は精神疾患として医学的・科学的に認められていないものであるから、その診断方法も確立していないこと。香川県や教育関係者が、

一部の研究者の主張に過ぎないものを、医学的・科学的にコンセンサスの取れた客観的事実であるかのように用い、ましてやそれを根拠として市民の正常と病気を分別していくような姿勢であるのならば、非常に大きな問題があること。

③ 小学生版の学習シートには、脳の断面写真が示され、「長時間ゲームをし続けたことで変化してしまった」と記述されているが、参考文献として上げられている文献には、「ゲームプレイが脳の変化の原因である」ということを述べていないこと。学習シートには、原著論文から推定できない因果が記載されていること。

④ 「スマホ等の利用時間と正答率の関係」と題したグラフからは、「スマホ等の利用時間」と「成績」との関係の他の変数が考慮されていないこと。他の説明要因が多数ある「成績」について「スマホ等の利用時間」との疑似相関グラフのみを恣意的に利用するのは問題があること（なお、控訴人らが付言すると、当該シートで使われた「スマホ等の利用時間と正答率の関係」グラフは、本件条例の「根拠」として、条例検討委員会で何度も資料として使われ（甲 41 号証の 5, 8）、控訴人松崎光成が陳述書（甲 57 号証の 10～11 頁）で問題点を指摘している。）。

⑤ 「毎日ドーパミンが出ると脳は段々感じにくくなり、より長い時間ゲームをしないと満足できなくなる」という学習シートの説明文のように、「ゲーム依存症」の機序として脱感作仮説を採用したことには科学的根拠がないこと。

4 なお、香川県教育委員会が 2020 年に発表した「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」は、本件条例が成立した 2020 年度に、本件条例に基づいて作成され、同年 7 月頃に全小中学校に配布された。ここで注目すべきは「学習シート」の題名に、あえて「ネット・ゲーム依存症」という本件条例で 50 回以上も使われているキーワードを避けて、「ネット・ゲーム依存」という用語を題名にしていることである。

それは、本件条例が香川県議会で可決したにも拘わらず、香川県教育委員会

が、本件条例で多用された「ネット・ゲーム依存症」という用語は科学的な根拠を有しない用語であると判断して、「学習シート」の題名をあえて「ネット・ゲーム依存」としたことを意味している。「学習シート」の題名そのものに、本件条例には科学的根拠が存在しないことが示されているのである。

- 5 日本行動嗜癖学会による香川県教育委員会への質問の内容は、そのまま本件条例には何ら科学的な根拠が認められないことを示していることは明白である。それはつまり、本件公金の支出及び支出の合意にも、何ら根拠がないことを示していることは明白である。
- 6 控訴人らが既に述べたように、国による ICD-10 から ICD-11 への切り替えがされる前に、本件条例が ICD-11 を取り入れてしまっている（本件条例前文参照。本件条例前文では、「世界保健機関において「ゲーム障害」が正式に疾病と認定されたように」と規定されている。）。

この点につき、2022年2月15日に発表された公益社団法人日本精神神経学会のHPの記事「ICD-11の診断ガイドラインがWHOのHPにアップされました。」には、「日本精神神経学会 会員各位 世界保健機関 (WHO) の国際疾病分類第 11 版 (ICD-11) が発効され、病名や死因などの記録・報告が行われるようになりました。その最新版のプラットフォームがオンライン公開されています (注 1)。」と記載された後に、「日本政府が ICD-10 を ICD-11 に切り替える時期についてはいまだ通知されていません。」と記載されている (甲 49)。

それは、性質上疾病の認定・分類は国が行うことである以上、国際疾病分類の第 11 回改訂版 (ICD-11) を日本国内にどう受け入れるかについて判断することは、性質上国が行うことであることを意味している。

そして、そのような判断が国によって行われる前に制定された本件条例が「法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定した憲法 94 条に違反することは明白である。

上で引用したとおり、医師が参加する日本行動嗜癖学会から香川県教育委員

会への質問の内容は、本件条例には何ら科学的根拠がないことを示している。そのような本件条例が、性質上疾病の認定・分類は国が行うことである以上、国際疾病分類の第 11 回改訂版 (ICD-11) を日本国内にどう受け入れるかについて判断することは、性質上国が行うことであることに違反していることは明白である。

その点からしても、本件条例が「法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定した憲法 94 条に違反することは明白である。

以上